

## 文教福祉委員会会議録

- 1 日 時 令和7年12月24日(水曜日)  
開会 午前10時00分  
閉会 午前10時34分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名  
(出席) 委員長 山名正晃 副委員長 小野耕作  
委員 柴田敏 委員 林恭一郎  
" 山田雅徳 " 萱野哲也  
" 村木理英  
(欠席) なし  
(その他出席者) 議長 三宅啓介
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名  
議会事務局長 小原純 同主幹 関藤克城  
同主任 東宗利
- 5 説明のため出席した者の職氏名  
副市長 中島邦夫 政策監 難波敏文  
総合政策部長 入野史也 総務部長 内田和弘  
教育長 久山延司 教育部長 江口真弓  
教育総務課長 藤原直樹
- 6 報告事項その結果  
(1) 総社市教育委員会職員による不適切な事務処理について
- 7 議事経過の概要  
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項  
別紙のとおり

開会 午前10時0分

○山名正晃委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、報告事項（1）、総社市教育委員会職員による不適切な事務処理について当局の報告を願います。

教育長。

○久山延司教育長 失礼いたします。

今日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、既に報道等で御承知のこととは思いますが、改めまして教育委員会で起こりました結核予防対策について処分の概要と、それから事件の内容について御説明させていただきます。

まず、私のほうから処分の概要についてでございますが、12月19日の教育委員会におきまして総社市教育委員会教育部30代の主事を停職2箇月の懲戒処分といたしました。この停職2箇月といたしますのは人事院が示した懲戒処分の標準例あるいは他の自治体の類似した例、それから市の分限懲戒審査委員会に諮問しておりましたので、その答申、こういうものを参考に教育委員会で決定したものでございます。

処分事由は、職務怠慢による公文書偽造ということでございます。それから、管理監督責任として総社市教育委員会職員ということで担当課長を文書訓告、それから主幹を口頭訓告、それから令和4年度と令和5年度に主幹であった、現在は市長部局の課長でございますが、この者を口頭訓告、それから教育部長を口頭による嚴重注意ということで指導上の行政措置を行っております。課長が重くて、部長が軽いというのは逆じゃないかというふうに思われるかもしれませんが、結核予防に関する業務につきましては課長決裁であったということからこのようにしたものでございます。

このたびのことは、子どもだけでなく市民の皆様健康、また安全を脅かす重大なことであり、委員の皆様にも多大な御心配、御迷惑をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、事件の内容を藤原参事のほうから説明させていただきます。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 失礼いたします。

それでは、今回の件に関しまして概要等を御説明させていただきます。

資料の1、1ページを御覧ください。

まず、1番の概要でございます。

総社市及び早島町の小・中学校の児童生徒の結核感染防止対策等を目的に、備中保健所管内総社早島結核対策委員会設置要綱に基づき設置されております備中保健所管内総社早島結核対策委員

会、以下結核対策委員会と言わせていただきます。この結核対策委員会は、各市町の教育委員会から提出されました各学校の児童生徒のうち結核の精密検査検討者のリストを基に検討し、その結果、精密検査が必要かどうかということをお各教育委員会へお答申するなどの所掌事業を担っております。各教育委員会は、そのお答申を基に各学校へ結核の精密検査の必要性の有無について通知をしているところでございます。

令和7年度に新たにこの結核対策委員会の担当となった職員が、令和7年6月に結核対策委員会の開催に向けた準備を行う際、前任者、被処分者でございます、前任者に令和6年度の実施状況等について確認したところ、明確な回答がなかったため令和7年7月に教育長が被処分者に確認したところ、令和4年度から令和6年度までの3年間について結核対策委員会を開催しておらず、さらに令和5年度及び令和6年度には決裁を経ずに自己の判断による精密検査の必要性の有無を記載した判定通知を作成して発出していたことが判明したものでございます。

2番目でございます。

経過等でございますが、令和7年7月11日に教育長、それから令和7年7月18日に教育長、教育部長、学校教育課長が被処分者から聞き取りを行った上で教育長から被処分者へてんまつ書を作成するよう指示をし、令和7年8月9日付で被処分者からてんまつ書が提出されております。また、令和7年10月8日には職員課長等が被処分者と面談を行っております。これらの被処分者からの聞き取り、それからてんまつ書等による経過は次のとおりでございます。

まず、令和4年度でございます。

6月頃に市内各小・中学校へ結核の精密検査が必要と思われる児童生徒の抽出調査を依頼しております。こちらについては、依頼の起案を取っております。

2ページ目に移りますが、その後7月から8月頃、各小・中学校から文書、電話、メールにより回答がございましたが、それらについて課内での供覧は行っておりませんでした。令和4年度は、総社小学校区の放課後児童クラブの建設などの業務が多忙であり、結核対策委員会の開催について失念をしていた。

令和4年10月頃、就学時健診の準備で学校医との日程調整をする中で、医療関係業務をきっかけに結核対策委員会の開催を思い出した。結核対策委員会を開催することについて、他の職員に相談したかどうかは定かではない。11月頃の就学時健診の際に、当時結核対策委員会の委員長であった医師に結核対策委員会の開催について相談したが、明確な回答はなかったように思うが記憶は定かではないとのことでした。その後、他の業務が多忙であったため再び結核対策委員会の開催を失念しており、令和4年度は開催できないままとなった。各小・中学校から提出された精密検査の検討者リストは、キャビネットの上に保管していた。学校からは、結核対策委員会の検討結果を基に教育委員会が発出する精密検査の必要性の有無を通知する精密検査検討者名簿、以下精密検査検討者名簿といいますが、それについての問合せはなかったと記憶しているというのが、令和4年度の本人からの聞き取りによるものでございます。

続きまして、令和5年度でございます。

令和4年度と同様に、6月頃に各小・中学校へ調査依頼を行った。精密検査の検討者リストの提出は令和4年度と同様に7月から8月頃に各小・中学校からあった。しかし、結核対策委員会委員の任期満了により、令和5年度から2年間の新たな委員を委嘱することとなっていたが、新たな委員を決めることをしていなかったため、結核対策委員会を開催することができなかった。新たな委員の委嘱や結核対策委員会の開催については、他の職員に相談することはしなかった。

令和6年1月から2月頃、2校の小学校の養護教諭から精密検査検討者名簿の発出について催促が何度かあり、これから取りに行くという連絡があった後にすぐに来られたため、他の職員に相談することができないまま考える間もなく決裁を経ずに自己の判断による精密検査検討者名簿を作成して発出したというのが、本人からの聞き取りによるものでございます。

発出した文書につきましては、精密検査検討者名簿2通でございまして、一つ目が令和6年1月25日付で小学校長宛での1通、こちらで不要と判断した児童数は2名でございます。それから、令和6年2月19日付、小学校長宛てが1通ございまして、そちらで不要と判断した児童数は5名というふうになっております。

続きまして、令和6年度でございます。

令和5年度と同様に6月頃に各小・中学校へ調査依頼を行った。精密検査の検討者リストの提出は、7月から8月頃に各小・中学校からあった。令和6年度についても、令和4年度、令和5年度と結核対策委員会を開催していないことや委員を委嘱していないことから開催することができなかった。令和7年1月から2月頃に、学校から精密検査検討者名簿の発出について催促があったため、令和5年度と同様に他の職員に相談することができないまま考える間もなく決裁を経ずに自己の判断による精密検査検討者名簿を作成して発出した。これが令和6年度についての本人からの聞き取りによるものでございます。

発出した文書につきましては、精密検査検討者名簿1通でございまして、令和7年2月28日付、小学校長宛てのものが1通、その中で不要と判断した児童数が5名ございました。

3番、事後対応でございます。

事件発覚後、担当課等で行った対応については、次のとおりでございます。

まず、被処分者が行ったことの実事確認。それから、精密検査受診対象者が検査を受けていなかった場合のリスク、これは本人それから他の児童生徒の確認。これは、備中保健所へ確認をしております。それから、令和4年度から令和6年度までの精密検査要検討者の洗い出し。こちらにつきましては、被処分者が個人的に保存していた各学校からの報告に漏れがないかどうかにつきまして、全校に調査を行ったものでございます。その結果、要検討者が6校、24名と調査の結果、そのような人数となっております。それから、精密検査要検討者の健康状態の確認、精密検査受診対象者の特定。それから、結核対策委員会委員の委嘱、結核対策委員会の開催、精密検査の要否の審議決定、検査方法の決定ということでございまして、結核対策委員会については持ち回りで4回開

催をさせていただいております。10月22日、10月24日、10月27日それから11月5日でございます。それから、精密検査の受診対象者でございますが、こちらについては5名ございまして、検査方法についてはクオンティフェロンという血液検査により検査を行うこととなっております。それから、被処分者及び管理監督者の処分についての相談、こちらは弁護士の方とさせていただいております。それから、精密検査受診について対象者の保護者への説明、こちらは精密検査の受診についての承諾をいただくためのものがございます。それから、精密検査の受診について医師の方への相談、それから依頼を行っております。精密検査受診後になりますが、結果の受理で校長、保護者へ連絡をいたしております、検査結果につきましては5名全員が陰性ということとなっております。結果通知につきましては、3名の方は12月11日に、2名の方は12月12日に受理をしております。

最後4ページ目になりますが、再発防止策ということで記載をさせていただいております。

このたびの不祥事につきましては、被処分者の職務怠慢による公文書偽造ということではございますが、この結核予防対策に関する一連の業務を被処分者、担当職員のみで行っており、他の職員が気づきにくく、また他の職員や上司に相談しにくい状況であったことにも原因があるというふうに認識をしております。今後、このような事件を二度と起こさないよう、教育委員会事務局では職員一人一人が自覚を持ち、適正な事務処理に努めるとともに、法令遵守を当然ではございますけれどもより心がけ、組織及び責任体制をより一層強化していく必要があると考えております。そのため再発防止策として、次のとおり進めているところでございます。

まず1点目が、チェック機能の強化でございまして、こちらについては課内で事業一覧を作成、共有し、遂行状態について複数で確認しようとするものです。

それから、2番目、風通しのよい職場づくりでございまして、結核対策委員会の担当、副担当の割り振りについて見直しをしようとするものでございます。今まで事務職員2名で行っていたものを事務職員1名と、それから学校籍の学校保健担当の1名ということで見直しをしようとするものでございます。

それから、3番目の情報の共有化でございます。学校に対し、教育委員会の行う各事業に疑義等が生じた場合の問合せ先や問合せ方法の周知徹底を図るものでございます。事業担当者からの的確な回答がなかった場合は、課長等管理職へ連絡をしていただくというものでございます。

それから、4番目です。同僚性の向上と相談意識の向上。こちらは、職員による定期的なミーティングの実施でございます。

それから、5番目といたしまして、適切な公文書管理を確保する体制強化ということで、職員全体によるファイリングシステムの徹底、それから執務環境の整理整頓のようなものを行おうということでございます。

それから、6番目の全職員のコンプライアンス意識の向上ということで、こちらについては市長部局とも連携いたしまして研修を実施しようというものでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 ひとつお聞きしたいところで、先ほど再発防止策ということで、六つの策がありましたけれども、全職員のコンプライアンス意識の向上ということで提案がされていますが、これは新たな取組なのか、現在こういう取組を行っていることの強化なのか、あとこれを実施するというので具体的にこういうことをやっていこうということがあるのか、今からやっていこうということだけの提案なのか、その辺を少しお聞かせください。

○山名正晃委員長 教育長。

○久山延司教育長 職員のコンプライアンスに関する研修というのはこれまでもあったわけですが、もっと詳細にいろいろ具体のことをやっていかないといけないということで、現在市長部局、総務部が中心になりますが総務部と協議を進めているという状況でございます。

以上です。

○山名正晃委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 今、教育長に答弁していただきましたけど、補足をさせていただきますと、コンプライアンス推進監という方がおりますので、その方に今回の事例とかも交えたり、他市の事例も交えて全職員を対象にやっていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

小野副委員長。

○小野耕作委員 失礼いたします。

これは、職務が忙しかったということで失念していたというようなことなんですが、事後の対応で、これからの再発予防策の中で風通しのよい職場づくりということで、これは人数が増えると考えていいんですか。

○山名正晃委員長 教育長。

○久山延司教育長 人数が増えるわけではございません。今、教育委員会の担当課では、事務系の職員が2名と教員籍が7名おります。この業務については、事務系2名で実質は1人でやっていたということでございますが、副担当が事務系であったということでございます。これは、学校の中を知っている者が1人いたほうが学校との連携や、それから学校の状況等も把握できた上での仕事の進め方ができると思ひまして、この業務に関してはそのように担当を変えるということでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 担当を変えるというだけの回答なのですが、僕が思うに教育委員会もそうですし、市役所全部にわたって人が足りないという部分の話が絶対に出てくると思うんですよ。今回の件に関しては、業務が多忙でということで、最終的に今回の場合は子どものほうに行ってしまったということなのですが、僕はこの職員の方をよく存じ上げてます。一生懸命子どもたちのためにやっていたとったというのを記憶しておるんですが、人数の部分、職員の人数を今のまんまじゃなしに予算要求をして、新年度からはもうちょっと人数を増やすであるとか、そういったことをしっかりやっていかないといけないと思うんです。これは、教育委員会だけじゃなしに、今日は副市長もいらっしゃるんであれですけど、全庁的に言えることじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山名正晃委員長 副市長。

○中島邦夫副市長 ありがとうございます。

貴重な御意見をいただいたと思っております。我々も職員の数が今十分だとは思っておりません。ですので、ここ数年、退職者数より職員を増やしていつてはおります。ただ、一度に多くの職員を増やすわけにはいきませんので、数年かけて増やしていきたいと考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 懲戒処分について、ちょっとお尋ねをいたします。

本人は停職2箇月、管理監督責任ということで4名の方がそれぞれ文書訓告、口頭訓告、嚴重注意ということでありますけども、この停職2箇月の場合と文書訓告、口頭訓告、嚴重注意の処分が起きるとどういったペナルティーといたしますか、違いというのがどういったものがあるのか。停職2箇月は、停職2箇月で分かるんですけども、そこも含めその他の部分にどういったペナルティーがあるのかをお聞かせください。

○山名正晃委員長 教育長。

○久山延司教育長 ペナルティーといたしますのは、例えば給与上とのことですかね。本市では、行政措置の中で文書訓告のみ給与上のペナルティーがあります。口頭訓告や嚴重注意につきましては、そういう給与上のペナルティーはございません。指導措置ということでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 文書訓告のみペナルティーがあるということで、恐らく何か規定している条例とか規則とか、何かがありますか。

○山名正晃委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 そういった規定は、総社市職員コンプライアンス条例で規定しているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 そうですね、総社市職員コンプライアンス条例の中に懲戒処分のところが書いてあって、なぜか文書訓告は昇給と昇格が1年停止、停職の方は3年停止というふうに書いてあります。ですので、今回の例でいうと停職された方は3年間の停止、今回文書訓告をされた方だけが1年昇格と昇給が停止であるということでもあります。この文書訓告、口頭訓告、嚴重注意というものは、先ほど教育委員会の中でその処分を決めたというふうにあるんですけども、停職2箇月にされた方については分限懲戒等審査委員会で、御本人の話ですからそこで審査をされたんだと思うんですけども、管理監督責任というのは今回文書訓告、口頭訓告、嚴重注意ということになりましたけども、これは一体どの審査会、どの委員会、どの場面でこの人は文書訓告だよねとかというふうにお決めになったのかというのをお聞かせください。

○山名正晃委員長 教育長。

○久山延司教育長 管理監督責任につきましても、この分限懲戒等審査委員会で協議をさせていただいております。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 じゃあ、この分限懲戒等審査委員会で文書訓告、管理監督責任のものについても、この人はこれが妥当だよねというようなものの答申があったということですね、分かりました。

これ以上先は、総務生活委員会の範疇に入ってくると思うので、これ以上はちょっと申し上げませんが、こういった形で分限懲戒等審査委員会というものがある中で、この人は文書訓告だよねとか、この人は口頭訓告だよねとかという差が出てくると思うんですけども、そもそも訓告とかというのは地方自治法でないやつですよ。懲戒処分は、地方自治法にあるんですけども、訓告とかについては何をやったら訓告になるのかというのが地方自治法にも何も載ってなくて、総社市も条例等で何も明記されてないということがあって、それがちゃんとした法令にのっとってない処分文書訓告、口頭訓告というものが決められて、でもペナルティーは総社市職員コンプライアンス条例の中でなぜか文書訓告の人は1年停止というふうになってるんですよ。だから、コンプライアンス条例をそこに引っ張ってくるという、総社市職員コンプライアンス条例をそこに該当させるというのがいかなものかなとは思ってるんで、これから先は総務生活委員会にしっかり議論をしていただくんですけども、なんか今回の管理監督責任の部分の処分の決め方というのはいかなものかなというふうに思うんですけども、それにつきましては教育長なのか副市長なのか政策監なのか総務部長なのか分からないんですけども、こういう決め方でいいんですか。

○山名正晃委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 懲戒処分というのは、地方公務員法の中の処分事由に該当しないと処分がで

きないというところがございます。今回の管理監督については、たしか三つだったと思うんですけど、その三つに当てはまらない、だけど何らかしだ指導をしていかなければいけないというところで、法律に基づく懲戒処分ではなくて行政指導という形の扱いをさせていただいているところがございます。その中で、文書で注意をしたほうがいいのか、口頭で注意をしたほうがいいのか、嚴重注意のほうがいいのかというのを他市の例であったりとかを見まして、分限懲戒等審査委員会の中で議論して判断して決定したというところがございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

先ほど、萱野委員が言われていた質疑はないけど意見があるというのは、それはよろしいのでしょうか。

(「意見を言う場を委員長が認めてくれるのであれば、意見は幾らでもありますけれども」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これは、報告事項なので調査事項の場合ですと自由討議という場を持つことができるんですが、何か萱野委員から意見があるのであれば発言を許しますが。

(「許してくれるんですか」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 はい、よければ。

萱野委員。

○萱野哲也委員 委員長、ありがとうございます。

質疑というより意見なんですけど、意見を言う場を持たせてくださってありがとうございます。

今回の件に関して、僕は教育委員会の対応というのはよかったなと、スピーディーであって記者会見も開いて、我々に対して原因究明をするに当たって担当した者から意見を聞いて、そして今後どうするかという再発防止まできちっとしてくれている。僕は、すばらしいことだなということを述べさせていただきたい。ですけれども、片や市長部局はどうなんだと、市長部局と連携するとか公文書の管理、こんなものはそうじゃ地食ベ公社のほうで6月からずっとやってるのに果たしてどうなんだと、教育委員会はすばらしい、こういうことをぜひ見習って、昨日も午前中には教育長がきちっと記者会見の場で謝罪をしまして、夕方にはNHK、これは市とは直接関係ないですけども総社市長の後援会の虚偽収支報告書、ああいうのもあって、まさに僕が思うのに今トップの考え方というのがいいのか、下に現れてくると思うんで、ここに市長はいませんが、市長がしっかりと襟を正す、そしてこういうふうには教育委員会がやったことも市長部局が、市長がしっかりと率先してやる、そういうことが私は今の片岡市政に大いに必要ではないかという意見でございます。

委員長、ありがとうございました。

○山名正晃委員長 では、改めまして本件については報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時34分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

文教福祉委員会委員長 山名 正晃